

再生可能エネルギー電気の 調達価格及び調達期間に関する提言書

経済産業大臣様

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「法」という。）第3条に基づき、経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、再生可能エネルギー電気の調達価格及び調達期間（以下「調達価格等」という。）を定め、これを告示することとされている。

地方自治体としても再生可能エネルギーの率先導入や補助制度の導入など普及促進に努めているところであるが、さらなる普及促進を図るために、同法に基づく調達価格等の決定にあたり、国民生活や経済活動への影響にも配慮しつつ、次の点を十分考慮されるように提言する。

また、法第36条において、調達価格等算定委員会は、地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができるとされているが、調達価格等について具体的な案がまとまった段階で、同委員会と地方自治体との間で意見交換の場を設けることを要望する。

1. 地域特性を考慮した調達価格等とすること

わが国では、平成23年3月に発生した東日本大震災を受け、今後のエネルギー政策のあり方が議論される中、太陽光発電設備の導入などを通じた再生可能エネルギーの利用拡大が喫緊の課題となっている。

とりわけ、都市部には人口や産業が集積して、電力を大量に消費することから、省エネルギーへの取組や、エネルギーの地産地消を推進するとともに、災害時にあっても都市機能を維持するためのエネルギーを確保できるよう、再生可能エネルギーによる自立分散型電源の普及に積極的に取り組むことが必要である。

都市部の特性を考えると、広大で平坦な未利用地の確保が極めて困難な状況にあり、工場・事業所など建築物の屋根や壁面等を活用して太陽光発電設備を設置することが有効な普及方策となる。

しかし、平坦地に設置する場合と比べ、屋根の補強工事など追加的な設備投資を必要とし、発電コストが増大する可能性がある。さらに、積雪寒冷地では太陽光パネルへの着雪等を防止するための傾斜架台等が必要であること、景観保全区域では景観に配慮した設備の導入が必要であることなど、地域によって、一層の負担増が発生する可能性がある。

これらの特性を踏まえて、太陽光発電の特定供給者の事業採算性が確保されるよう、調達価格等の決定等にあたっては、地域特性を十分考慮することが必要である。

また、太陽光以外のバイオマス・小水力などの再生可能エネルギーについても、区分・設置の形態及び規模ごとに調達価格等を設定することが法第3条に定められたことを受け、その普及と技術革新の促進に向け、地域による導入費用の特性を踏まえて、調達価格等が決定されることが必要である。

なお、消費税等相当額が含まれた価格が固定される場合、長期にわたる収支見通しに不安要素が生じることで事業者の積極的な取組への障壁となり、再生可能エネルギー普及の促進が妨げられることが懸念される。そこで、7月から始まる全量買取制度において固定される価格は、消費税等相当額を含まない価格（いわゆる外税価格）とし、併せて調達価格に関する消費税の取扱い（課税対象の有無、課税方法等）を早期に明確にすべきである。

2. 住宅用太陽光発電設備の設置者の利益性が高い買取制度が導入されること

住宅用太陽光発電設備に関しては、電力消費を行う家庭に一番近い発電設備であり、送電ロスが少なく効率的な分散型エネルギーシステムとして大変重要な意味を持つことから、7月の新制度導入時にはさらなる促進策が求められる。

現在の想定では、住宅用太陽光発電設備のうち10kW未満のものについては、全量買取制度の対象外とされ、現行と同じく、余剰電力のみが買取対象になるとされている。この余剰電力買取制度では、全量買取制度に比べて一般電気事業者の買取電気量が少ないため、結果的に国民が負担する賦課金が少なく、すむ効果があるとともに、住宅用太陽光発電設備の設置者が売電量を増やす

ため、節電行動に取り組むインセンティブとなる側面もある。

しかし、住宅用太陽光発電設備の導入には多額の初期投資（設置費）を要するため、余剰電力買取制度では投資回収に長期間を要し、導入に踏み切れない一因となっている。

このため、当分の間、補助制度を維持することと併せて住宅用太陽光発電設備の設置者の利益性を高める買取制度とすることで、住宅用太陽光発電の導入を促進することが必要である。

一方、太陽光発電の普及促進の観点からは、都市部に多いマンション等の集合住宅に太陽光発電設備を広く導入することが課題であり、余剰電力買取制度から全量買取制度への移行などの導入促進策を講じる必要がある。

3. 蓄電池を併設した住宅用太陽光発電設備についても太陽光発電設備単独の場合と同等の買取制度が導入されること

蓄電池は、系統線への電力負荷平準化対策、節電対策、地域におけるエネルギーの効率的利用のために有効であるとともに、東日本大震災により必要性が注目されることとなった災害時の非常用電源としても利用可能であり、一層の普及を図る必要がある。

しかしながら、蓄電池を併設した住宅用太陽光発電設備に関しては、現在のルールにおいて、蓄電池が発電を行わないにも拘わらず通常の価格より低いダブル発電（別の発電機）の価格が適用され、普及の大きな阻害要因となっている。

このため、太陽光発電設備に蓄電池を併設しており、当該蓄電池に電力系統への逆潮流防止機能がついている場合は、太陽光発電設備単独の場合と買取価格を同等に設定すべきである。

これにより、蓄電池を併設した住宅用太陽光発電設備の普及が期待でき、結果的に非常時の電源確保や系統安定化に貢献し、より多くの住宅用太陽光発電設備の導入が可能となる。

4. 太陽光発電設備導入事業(いわゆる「屋根貸し」事業)制度が導入されること

太陽光発電事業目的で、第三者が建物所有者から建物の一部を借りて太陽光発電設備を設置することができれば、初期投資が障壁となり設置できずにいた建物も対象とすることができ、太陽光発電設備の普及を更に促進することが可能となる。

そこで、太陽光発電事業目的の事業者が建物の屋根を借りて太陽光発電設備を設置する場合には、建物所有者の受給契約とは別途、全量買取制度による事業用の売電契約を一般電気事業者と締結できるようにする制度の導入が必要である。

平成24年3月19日

指定都市自然エネルギー協議会

会長	京都市長	門川	大作
副会長	札幌市長	上田	文雄
副会長	福岡市長	高島	宗一郎
	仙台市長	奥山	恵美子
	さいたま市長	清水	勇人
	横浜市長	林	文子
	川崎市長	阿部	孝夫
	相模原市長	加山	俊夫
	静岡市長	田辺	信宏
	浜松市長	鈴木	康友
	名古屋市長	河村	たかし
	大阪市長	橋下	徹
	堺市長	竹山	修身
	神戸市長	矢田	立郎
	岡山市長	高谷	茂男
	広島市長	松井	一實
	北九州市長	北橋	健治